

第 113 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 4 年 8 月 3 日（水）10 時 00 分～12 時 15 分
2. 場 所 神戸国際会館 9 階大会場
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、小野裕美、柴田大造、柴田眞里、玉置久、中川丈久、灘本明代、西口竜也、西村裕三
 - (2) 実施機関の職員
市長室広報戦略部担当課長
企画調整局デジタル戦略部担当課長
企画調整局デジタル戦略部担当課長
福祉局くらし支援課担当課長
健康局保健所保健課担当課長
こども家庭局家庭支援課担当課長
教育委員会事務局学校支援部教科指導課長
 - (3) 事務局の職員
市長室市民情報サービス課長、企画調整局デジタル戦略部担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
2 名
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①本庁舎・区役所・総合コールセンターに係る通話録音記録等の分析システムの導入について
 - ②地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築に伴う電子計算機への結合について
 - ③特定個人情報を活用した故人の受給サービスの特定にかかるワンストップおくやみシステムの構築について
 - ④神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について
 - ⑤新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について
 - ⑥低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施について
 - ⑦学習 e ポータル（まなびポケット）を活用した学習活動における児童生徒情報の電子計算機処理について
 - (2) その他
 - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）
 - ②新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①本庁舎・区役所・総合コールセンターに係る通話録音記録等の分析システムの導入について
市長室広報戦略部から、本庁舎・区役所・総合コールセンターに係る通話録音記録等の分

析システムの導入について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 予算は、どれくらいを考えているのでしょうか。
- 広報戦略部 3の(1)の音声データのテキスト化は500万円程度、(2)と(3)のテキストマイニングは200から300万円程度を考えています。
- 委員 テキスト変換とテキストマイニングはどちらも使えるのでしょうか。使えることは、確認済みでしょうか。
- 広報戦略部 確認済みでございます。我々が持っている音声データを少しサンプルでやってみましたが、きれいに変換でき、分析は可能だなということを確認してございます。
- 委員 そこは、俄かに信じられないんですけれども。音声のテキスト化は、意外に難しいんですね。私も自分でやってみるんですけれども、私の講義は全然駄目なんです。ありとあらゆる違う変換で、直すのが面倒くさい。電話とかでしゃべっているようなところで、ほんとうに変換できるのかなと。
- 広報戦略部 変換の精度自体は、引き続き検証する必要があるんですけれども、100%ではありません。
- 委員 8割でもいいと、なるのかなと。
- 広報戦略部 データ上は、我々のイメージにはなっています。行政用語、専門用語、このあたりが、なかなか変換が難しいかなという印象はありますが、クラウドのデータでいいますと、音声はLとRに分かれますので、音声は混在しないので、比較的クリアにデータがテキスト変換されていくイメージです。ただ、一定の制約があり、100%では当然ないので、8割くらいの精度のイメージです。
- 委員 そうすると、オペレーターの画面で、明らかに間違っている変換、全く無意味な変換などは、オペレーターが直すわけではないんですよね。
- 広報戦略部 そうです。

- 委員 員 それは、テキストとして送られてくるわけですよね。それをマイニングしても意味が分からないですよね。
- 広報戦略部 そうです。それは、辞書を覚え込ませていくという作業をしないといけません。
- 委員 員 誤変換したものは、雑音としてマイニングしていく。それとも、雑音を消していくという作業をするのでしょうか。マイニングが、ちゃんとできるのかという以前になんですが、それが1点。8ページの図に左上のコールセンターから、ここは誤変換があろうがなかろうが、変換されたテキストが右側の神戸市に行って、そこからマイニングするわけですが、神戸市の段階で1つは、誤変換、意味の分からない文章になっているものは、何かしないのかということですね。全て下のマイニングツールのところにお任せなのかということと、もう1つは、個人情報をしやべっていることがあると思うのですが、それはどうするんですか。削ったものを渡すのかが、2点目の質問です。
- 広報戦略部 誤変換の部分につきましては、かなりの量になりますので、1件1件神戸市の方で変換を合わせていくという作業は、現実的には難しいと思います。テキストマイニングツールについては、先ほど申し上げましたとおり、傾向を分析する形になりますので、例えば、誤変換の例が多数あれば、当然問題が出てくると思うのですが、一から十までを分析してホームページに反映するというわけではなく、総量のなかで、多い部分について優先順位を分けて対応していくということになりますので、誤変換を排除するというわけではないんですが、誤変換が千件あった場合、それが何か対処すべき事項であるということであれば、誤変換が何かということ进行分析した上で対処することを考えるんですが、誤変換が少数であれば対応できないので、見過ごすという形になります。ただ、それはオペレーターの応対上の問題がありますので、委託事業者側で辞書を覚え込ませていくという作業になります。
- 委員 員 個人情報は、そのまま出すのでしょうか。
- 広報戦略部 個人情報は、取り込む形になります。テキストマイニングツール上、個人情報に特化して、何か物事を見に行くわけではなく、総量の中で、例えば、7千件の電話の中で、百件、優先順位の高いものを絞り込んでくださいとなったときに、優先順位の高いものを選んでいくので、それぞれの個人情報が特別に抽出されるという事は基本的にないです。
- 委員 員 分かりました。テキストマイニングと言っているけれども、一番単純なパターンというか、こんなことを言っている人が多いよというもの。

- 広報戦略部 そうですね。
- 委員 だから先ほどの予算で済むと。それともう一つ、メールでの相談は受けていないんですか。
- 広報戦略部 メールはあります。メールで受けているのは、私から神戸市への提案及び総合コールセンターの方で、メールで受け付けています。
- 委員 ということは、メールで受け付けたものも入っているということでしょうか。
- 広報戦略部 (2)のなかで総合コールセンターと書いてありますが、ここに通話録音データ及び応対履歴と書いてございますが、電話データ以外にもテキストデータがありますので、それも含めて対応することになります。
- 委員 最後の質問なんですけど、8ページの右下なんですけど、非公開系と書いてあるんですけど、音声データが右端に書いてあるんですけど、これは何ですか。
- 広報戦略部 右上の方に、通話録音サーバーというのがございます。これは、市の職員と市民の間で通話が録音された内容、本庁のモバイル電話がこれに該当しますけれども、こちらに通話録音データが保存されているということになります。これは、こちらでテキストデータに変換したいと思います。
- 委員 音声データのテキスト化についてなんですけれども、テキスト化されたデータは、後で検索できるのですか。例えば、一定の言葉、固有名詞であるとか、何かのキーワードを打ち込むと検索できるようになっているのでしょうか。
- 広報戦略部 できます。
- 委員 それは、そういう利用を想定されているのでしょうか。
- 広報戦略部 我々としては、個人情報を含むデータになりますので、基本的に3か月でデータを削除することを考えています。分析結果を見て、元に戻る可能性は当然ありえますので、チェックする可能性があります。データが膨大すぎるので、1つ1つ戻る作業はあまり想像されないのですが、可能性としてはあり得ます。
- 委員 5ページの(3)のところ、名前とか削除するとあるんですけども、名前

とか住所とかを削除するというか、マスキングするというイメージでしょうか。データベースには入れないという。

○広報戦略部 投稿内容の分析は、電話系統とは少し違うシステムというか、私から神戸市への提案は、基本ウェブ上に投稿していただいたテキストデータになります。

○委員 ここでは、テキストデータの電話なのか、メールなのか、電話をテキストに変えたものなのか、メールの元々あったテキストデータなのかを分離されていないので、読み方によっては、両方一緒に交じって、それをテキストデータとして読んでと書いてあるような気がするんですが。

○広報戦略部 資料の構成では、3の電子計算機処理に係る事務の流れの(1)と(2)が、いわゆる電話系統の分析になりまして、これにつきましては、名前、住所とか個人情報、一括でテキストマイニングに入っていくイメージになります。

○委員 音声データではなく、テキストデータとして個人情報を持っているということですか。

○広報戦略部 はい。

○委員 それは、なぜ持っているんでしょうか。

○広報戦略部 例えば、私が市民として電話をします。電話交換のオペレーターが対応するときに、例えば、中央区在住の〇〇ですという、当然それはテキスト化されていく形になります。それはテキストデータとして持っていますので、それを分析ツールに放り込むということになります。

○委員 それ、めちゃくちゃ重要だと思うんですけども。音声データがあります。それをテキストに持っていきます。そのときに個人情報、名前、住所、もつと言ってしまうと、おばあちゃんが私のマイナンバーカードは、とか言うと、それすらテキスト化されてしまう場合がありますよね。それを全部データベースに入れます。その理由は、後から問合せをしたときの対応のためと。

○広報戦略部 正確に言いますと、テキスト化された文言の中から個人情報のみを削除して、残りの問合せ内容だけテキスト分析ツールに放り込むということは正直難しい。

○委員 それはどうしてですか。普通はマスキングすると思うんですけども。

- 広報戦略部 それは、1件1件テキスト化の中で個人情報を。
- 委員 簡単にできると思うんですけども。固有名詞を削除すればいいだけですよ。
- 広報戦略部 固有名詞だけであれば。それはどうかな。
- 委員 できると思います。それには膨大なお金がかかると思うんですけども。要は、安直に考えて個人情報がデータマイニングのマイニングツールでマイニングされてしまう。もっと言うてしまうと、簡単なことを考えていらいしゃるかもしれないんですけども、いろんな事項が入っているわけですよ。例えば、DVとか。それもビューポイントとしてDVに関するデータの割合、場所とかも持っておくんでしたら、どこの区でDVに対する割合が多いという計算が簡単にできてしまいますよね。そのあたりはどうお考えなんでしょうか。データマイニングすることが悪いと言っているのではなくて、そこだけをストップさせるような仕組みを作っておかないと、すごく多岐にわたって簡単に分析できてしまうと。
- 広報戦略部 確かに言われるとおり、デリケートな部分があるのが実情でして、分析をかける前にすべて個人情報のデリケートな部分を除くと、どこまでの精度でできるのかということ。テキストマイニングツールにかける前にもう1個システムを回して、この部分はデリケートな部分だから排除して。
- 委員 そういうのをストップワードと言うんです。
- 広報戦略部 あるんですか。すいません。
- 委員 単純にストップワードを設定するだけでもいいですので、ある程度その仕組みを作っておかないと、ちょっと危険かなと思ったのと、あと、この書き方が非常に曖昧でして、6ページなんですけど、音声データは3か月間でデリートされるということは理解しているんですが、では、テキストデータは、と思うんですよ。音声のアナログで残っていて、解析するのに少し時間とお金がかかる。でもテキストになった瞬間、そのデータの期限が書いていない。それから、投稿内容の分析、音声も投稿ですし、メールも投稿だと思うんですよ。でも、先ほどの話だと、メールで、元々テキストで来た情報を前提とされているんですよ。なので、それを分かりやすく書かれた方が良いと思います。
- 広報戦略部 おっしゃるとおり、2種類の方法について、分かりやすくします。

- 委員 2種類の情報が入っているから、分かり難いのではなくて、誰もが見て、音声のデータをテキスト化したもの、これは元々テキストだったもの、それを一緒にデータベースに入れるのかなど。そのために、個人情報はどうするかと言ったときに、個人情報をデリートする、またはマスキングするというような仕組みを入れる。何を分析するのか書いていないのがポイントなんですけれども、データマイニングするときに、どういう視点でマイニングするという、同じ展開でも、見方によってものすごく統計情報が変わってきて、安全な見方もあれば、危険な見方もあるわけですよね。ある程度、細かく書く必要はないと思うんですけれども、こういう情報は排除します、みたいなことは、考えられた方が良くかなと思いました。
- 委員 先ほどの続きで、マイニングから統計データと簡単に書いてあるんですけれども、ここが一番難しいところだと思うんですね。実際はどうするんでしょうか。11 ページに書いてあるような「加入」という言葉で何が問われたかということを集めるという非常に原始的なことを考えているのか。それとも、個人情報が入ったままでやるということだと、こちらでそもそも市民が関心あることについての分析をしていくという、そういうマイニングの仕方というか、データの整理の仕方をするだけなのか、いかがですか。
- 広報戦略部 今、考えているのは、電話の問合せの中で、総量というより、特定の分野、問合せ傾向の多いところを対象に、データを放り込みます。当然ながら、テキストマイニングの中で、上位の10種という形になりますと、キーワードの多い、10種が出てくることになります。
- 委員 その後、検索をして、それをさらに検索をして分類をしていかなくちやいけない。そのあたりは全部手作業なんでしょうか。どういうキーワードを使うかというのは、自分たちで考えていくんでしょうか。
- 広報戦略部 2種類あって、自動でやってくれることもできますし、手作業で設定して抜いてきてくださいということもできます。
- 委員 自動でやるとはどういうイメージでしょうか。
- 広報戦略部 例えば、千件の中で、たくさんあるワードは何ですか、みたいなものをAIの中で分析して、例えば、百件あるワードはこれです。それに基づくデータはこれですということが、整理されます。
- 委員 そうすると、テキストマイニング化、分析するシステムを実際に分析しているのは誰なんでしょうか。

- 広報戦略部 我々です。
- 委員 自分たちです。自分たちで考えながら、色々入れてみたりということなんですね。なので、先ほどご指摘のあった、どこでDVが、ということは、それは自分たちが見ているので、そういう分析はしないとか、あるいは出てきたら外すとか、市役所として、そこはディフェンスしているということですね。
- 広報戦略部 そういう形になります。
- 委員 でも出てきますね。簡単に、うちの学生がしても出てきます。だから、絶対に分析するときには個人情報とかそういうのを全部抜いた状態で分析するというような仕組みをひとつかまさないといけないと思うんです。それを入れたいいいんじゃないですかね。分析をすることが悪いと言っているのではなくて。
- 広報戦略部 そういうふうに理解してございます。
- 委員 そこを、けちっちゃいけないような気がします。
- 委員 今のご意見を聴くと、個人情報を除くための仕組みを作ることが、どの程度の容易度と言うか難易度で、それが可能なのではないかと一度ご検討いただいた方がいいんじゃないかなと。何らかのワード設定をシステムの的にすることでできますということであれば、もちろんそれに越したことはないですし、市の内部の方がデリケートな情報を集めるたびに、何かしようとされているとは、もちろん思っておりませんが、使い方が、それほどはっきりと決まって示されているわけでもないなかで、より個人情報が守られる手法が、それほど難しくなく、あるのではないかとと言われると、それを検討してほしいなという気持ちが強くなりました。
- 委員 これアクセスはできるのでしょうか。音声データをテキスト化すると、神戸市の提案について、そこにアクセスできる権限の人は市職員になりますけれども、具体的には、どういう方、広報戦略部ですか。その方に限っているのか。他の部署の方でも見ることができるのか。
- 広報戦略部 代表電話交換等でいきますと、我々と区役所課の2つの部署が見る形になります。私から神戸市への提案は、我々が所管していますので、広報戦略部の職員のみが見るということになります。

- 委員 100%削除するのは、ちょっと。テキスト化するシステムとデータ解析するシステムは全く別のシステムと思うんですけども、そのどちらかに、マスキングする機能がないかを聞いていただいて、ある程度落とすことをして、その上で、個人情報に関しては、マスキング若しくは削除して、分析するという文言をひとつ、実際にできるかどうかを聞いて、たぶんできると思うんですけども、それでやって、一文書いていただたらいいのかなと思いました。
- 広報戦略部 おっしゃるとおり、事業者と話をして、テキストマイニングを回す前にはじく方法がないかなということを一度見て、それが現実的か確認させていただきます。
- 委員 いろいろと個人情報保護の観点から懸念が示されているんですけども。今日の取扱いについてですが、今の部分を改善していただいてから再提出していただいた方が良く思うんですけども、それでよろしいですか。
- 広報戦略部 はい。
- 委員 指摘された点をしっかり踏まえたうえで、もう一度、再提出をお願いいたします。
- 広報戦略部 はい。
- 委員 今日はそのような形にさせていただきます。
- 委員 1点よろしいですか。もう一度再提出ということになれば、こちらからの要望なんですけれども、1つは、電子計算機処理に係るという話がありますよね。システム上の保護と運用上の保護がごっちゃになっているので、きれいにしていただければと。と言いますのは、システム上の保護の1番目と5番目のところ、運用上の話ですよね。システムとしては、この場合は、IP-VPNとか暗号化されたとかその辺りなんです。運用で、誰がどこを触るのかということなんです。もう1つは、AIの話が出てきましたけれども、今の話を分かりやすくするためには、データマイニングツールでやるのが、インが何か、アウトが何かということが極めてクリアでないんですよ。この手の話というのは、これに出てきたものがすべてと言う処理だけで書いているので、全然よく分からないので、Whatの値を書いていただいて、その間をテキストマイニングツールが結ぶとか、サーバーに入っているとかその辺をクリアにしていいただいたら、分かりやすくなると思います。
- 委員 それでは、厳しい注文が付きましてけれども、もう一度よく検討されて、再

提出をお願いします。

②地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築に伴う電子計算機への結合について
企画調整局デジタル戦略部から、地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築に伴う電子計算機への結合について、条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 あじさいネットは神戸市が持っているものですか。

○デジタル戦略部 はい。神戸市のシステムでございます。

○委員 カード番号等は、神戸市には来ないということでしょうか。

○デジタル戦略部 神戸市は保有せずに、入力フォームがあじさいネット側で立ち上がりまして、入力いただいた情報は決済代行事業者の方に渡してしまいますので、あじさいネットでは保存せずに、決済代行事業者の方であじさいネットの会員 ID とご利用いただいたクレジットカードの情報を紐づけて保存するという仕組みになります。

○委員 7 ページの赤い矢印の「決済時」とあるんですけども、これは何の情報を右から左に流すのでしょうか。

○デジタル戦略部 利用者の方が、施設を利用いただいた 1 時間会議室 900 円とか、それぞれあるんですけども、あじさいネットは月ごとに集計しまして、後払いという形でご利用者に請求をいたしますので、1 か月にどの施設をどれだけ利用いただいたかという履歴を、あじさいネットの会員 ID を。

○委員 あじさいネットの会員 ID と利用履歴でしょうか。

○デジタル戦略部 請求料金を合わせて、決済代行業者に送ります。

○委員 代行業者の方で、紐づけるということでしょうか。

○デジタル戦略部 そうです。このクレジットカード番号に請求をするということを決済代行業者の方で紐づけていただくと。

○委員 分かりました。それから 4 ページ、5 ページのあたりで、神戸市は割賦販売

法の適用はかかるのでしょうか。加盟店としての。加盟店は義務がかかってくるのですけれども。加盟店ですよ。マーチャントですよ。

○デジタル戦略部 はい。

○委員 その記載がないように思うんですが。適用除外ということはないと思うんですが、どうなのでしょう。

○デジタル戦略部 約款のなかで、国または地方公共団体が行うことにつきましては、適用除外となっているという記載がございます。

○委員 ということは、それについては自分でやるしかないということでしょうか。

○デジタル戦略部 はい。

○委員 他に意見がないようですので、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。市のスポーツ施設の利用申込み等をウェブで行う地域サービス情報システム、いわゆるあじさいネットを再構築するにあたり、新たにクレジットカード決済機能を導入するため、当該システムとクレジットカード決済代行事業者とオンライン結合することは、市民サービスの向上に資すると認められるとのこと。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

③特定個人情報を活用した故人の受給サービスの特定にかかるワンストップおくやみシステムの構築について

企画調整局デジタル戦略部から、特定個人情報を活用した故人の受給サービスの特定にかかるワンストップおくやみシステムの構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 4ページの、6個人情報の保護の(1)の5行目くらいに審査用アシストシステムに関する保護とありますが、アシストシステムとはどのようなものでしょうか。④も審査用アシストシステムになっているので。これ多分、別のシステムのことはないかなと思ひまして。全体をこう呼ぶんですか。それから、④なんですけれども、これだけ読むと、ユーザーがアクセスを禁止するみたいなことに読めるので、誰が何をするのか正確に書かれた方がよいと思います。ユーザーは、となっているので、ユーザーが禁止するというこ

とはあり得ないと思いますので、そこは正確に書かれた方がよいと思います。それから、もうひとつ、6ページの上の方の概要図は審査用クラウドとスマート申請システムの間インターネットを利用しない通信とあるんですけども、APIで繋ぐということ、途中で言われていたかと思うんですけども、これは大丈夫なんでしょうか。完全に切れている話。

○デジタル戦略部 インターネットからは完全に切れていまして、AWSのクラウド内部のネットワークでして。

○委員 そういことですね。分かりました。

○デジタル戦略部 アシストシステムと申しますが、6ページの図でいきますと、スマート申請システムの部分を指しています。言葉の誤字等ございました。失礼いたしました。

○委員 ご指摘いただいた点を修正してください。

○デジタル戦略部 はい。

○委員 同じく、審査用アシストシステムと書いてあるところは、スマート申請システムと読み替えたらいいいんですね。

○デジタル戦略部 はい。

○委員 これの保護の中の②に、準拠法は日本法とあり、これはまあ分かるんですけども、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所に設定する。これは、何を、誰かと誰かの裁判について、東京地裁が管轄に設定するというと何か、システムの保護と何の関係があるのか。何のことか分からなくて。

○デジタル戦略部 システムで様々なアプリケーションを使うときに、海外に拠点があるところがサービスを提供していたりとかがございます、AWS、ガバメントクラウド、政府が提供しているものを海外の会社が提供していたりということがあるなかで、万一、何かシステム上、トラブルがあって神戸市とサービス提供会社が訴訟をするときに、どこを準拠法としてやるのか、ということが重要になることが出てまいりますので、そういったものを準拠法を日本法にするとともに、万一の時は国内で、分かりやすい場所ということになりますが、東京地方裁判所を設定しますよということを記載しています。

○委員 要するに、神戸市とシステム会社との係争を想定しているということでしょうか。

- デジタル戦略部 はい。
- 委員 神戸市とすれば、神戸地方裁判所である方がいいわけですがけれども、システム会社の言い分で東京になることもあるのかなと。ここは何を言おうとしているのかが分からなくて。東京だと神戸から遠いけれども、少なくとも準拠法は日本法であるし、日本国内の首都である東京で国内法に基づいた裁判が受けられますので、海外との係争になったりしないので最低限の安全は保たれますよという意味ですね。
- デジタル戦略部 はい。いわゆるカントリーリスクと言っているんですけれども、海外法に準拠法となってしまうと、裁判が非常に困難になるというケースも想定されますので。
- 委員 趣旨を分かりやすくするために、日本国内にあるとか、海外にないとか、そういうのを付けていただいた方が。神戸であれば分かりやすいんですけども、東京なので、何が保護なのかが一瞬ちょっと分からないという気がしたので、お願いします。
- 委員 今まで、図の中でクラウドのサービス名とか企業名を書いたことを見たことがなかったので、隠しているのではなかったのかなと思っていて、消した方がいいんじゃないですかと言おうと思ったんですけども。今の話を聴いたら書いた方がいいんですかね。AWSだから、わざわざ国内のサーバーにするとか、東京の裁判所にするを書いていいらっしゃるんですよ。じゃ、何でこれまで、LGWANとかAWSと書いていないし、文言を書いていなかったのかなと。こういうのは企業名を書くんでしょうか。何か隠しているのかなと思っていたので。クラウドをどこのを使っているとか。
- デジタル戦略部 確かに出さなくても審査いただくことは可能かと思います。対応としては、そのようなことを懸念して対策をとっていますと書かさせていただいたということになります。隠して説明する方法もあり得るかなと思います。
- 委員 今の点ですが、契約しているのであれば、むしろ出さないといけない。情報公開請求をすれば出てくる情報ですので。隠さなきゃいけないことは全くないと。むしろ書いてもらった方がいいんじゃないかと言う気がするんですけども。クラウドを使っている場合は、これは市役所がやっているという整理になるのでしょうか。
- デジタル戦略部 はい。

○委員 それは、書いてもらった方がいいかもしれませんね。事務局の話になるかもしれませんが。

○委員 検討してもらえますかね。どう扱うかと。

○委員 神戸市で統一していただいたらいいんですかね。

○委員 そうですね。

○委員 とりあえずは。

○デジタル戦略部 本件とは離れてしましますが、セキュリティのチェックをしている部署になりまして、チェックするときは、どういうクラウドで、どういう準拠法で、国内法に準拠していますかというのはチェック項目としてあります。そうでない場合は、リスクはどうなんですかということをチェックすることです。

○委員 神戸市として統一するように検討してください。

○委員 他になければ、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。故人が受給していたサービスの停止や廃止手続きを遺族が区役所窓口で行う際に、住民記録システムや介護保険システムなどから、故人が利用していた行政サービスを特定できるようにするため、ワンストップおくやみシステムを構築することは、手続きが必要な窓口の迅速かつ正確な案内に寄与し、公益に資すると認められるとのこと。また、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について

福祉局くらし支援課から、神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施、条例第7条（収集の制限）並びに条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 これは、実施されたということですね。

○くらし支援課 はい、現在、実施中でございます。

- 委員 気が付かれたので、申請されたということでしょうか。
- くらし支援課 国の閣議決定が4月でありまして、国の方から支給要綱を定めたのが6月1日付でございました。そこから7月上旬の給付に向けて迅速にしないといけないということで、前回の審議会に諮問することが間に合わなかったということもございまして、事後になったということでございます。
- 委員 分かりました。
- 委員 この事業自体は、3月に1度諮問されているわけですね。
- くらし支援課 はい。令和3年度分の非課税世帯の分について。
- 委員 前年度分について。同様の事業について、審議しておりまして、皆さんご記憶にあると思いますので、特に問題ありませんかね。よろしいですか。
- 委員 意見がないようですので、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報、行財政局税務部市民税課が保有する住民税課税情報等を利用し、給付対象者を抽出するとともに、進捗管理システムを構築して、資格対象者の照合等を行うことは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるとのこと。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について

健康局保健所保健課から、新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート調査の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 1回目の時に、アンケートを送った方の住民基本台帳情報はどうなっているんですか。1回目もアンケートしたんですよね。その時も住民基本台帳情報を取得して、保管しておられた。今もあるんですか。

- 保健課 はい。保管しています。
- 委員 今回も取得して、パスワードをかけて保存するんですけども、要するに宛先にするために、取得した情報だと思うんですけども、感染をした方ばかりを集めた情報。それがこの件で一番、センシティブな情報のような気がするんですけども、それは、いつまで持って置くんですか。それをどうするとか書いてなかったの、気になったんですけども。アンケートは無記名だし、個人情報載っていないので、それでも5年保管したら溶解する。感染した人の情報は、いつまで保管するんでしょうか。
- 保健課 今は、5年間保存することになっております。
- 委員 5年置いておく必要はあるんでしょうか。前に雇った人と、2回目雇った人が同じ人とか調べたりしないんですよね。
- 保健課 はい。
- 委員 素朴な疑問として、アンケートを出してしまったら、もういらんんじゃないかなと思ったりするんですけども。それは、5年間持つておく必要はあるんでしょうか。
- 保健課 今は、特に問題なく、5年保存にしていますが、使うことのない情報ということで、検討させていただいて。
- 委員 前半を聞き逃したんですけども、5年間残すというのは、罹患者の名前というデータなんですか。アンケート結果なんですか。
- 委員 アンケート結果は5年で捨てると書いてありますね。私が気になったのは、住民基本台帳情報、つまり、氏名と住所というのをパスワードを設定するとか書いていないので、いつまで持っているか書いていなかったの、質問したんです。そうすると、5年持つていらっしやると聞こえたので、その必要はあるのでしょうか。一番センシティブな情報は、本件ではそれではないかと思っていて、アンケートを發出して、回収して、アンケート結果が公表されたら、もういらんのは確実ではないかなと思うんですけども、いつまでも持つておく理由が、あるのでしょうかと言う疑問でした。
- 委員 それは、發出するときの名前というデータもあれば、もともと保健課が持つている誰が雇ったかというデータの両方を持つている。後者であれば、発送すれば、もういらんんじゃないかなと思うんですけども。前者はいろんな意味で持つておくわけですよ。今は、後者の話、郵送用の一覧表という

のであれば、それはいらないんでしょうね。

- 委員 これを見ると住民課から、罹患者の方のデータを抽出して、それをもらうんですよね。その話をしているんですけども。それを5年間持つておくということが、リスクと比較して、必要性が全くないような気がして。それを削除するということはないのだろうかと思ったんですけども。
- 保健課 ありがとうございます。ご意見いただきまして、どの期間必要なのかということも、併せまして検討させていただきたいと思います。
- 委員 保存年限の検討をするということですかね。よろしいですか。
- 委員 指摘されたように保存年限を検討してください。他にいかがですか。このアンケートにつきましても、一度諮問していますので、制度そのものについては、皆さんよくご理解いただけるものと思います。特に問題ありませんか。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。新型コロナウイルス感染症を罹患した方の後遺症の現状を把握するために、住民基本台帳情報を利用して対象者を選定すること、また、対象者抽出にあたり電子計算機処理することは、アンケートの的確な実施に寄与するものであり、公益に資すると認められるとのこと。また、個人情報保護の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施について

こども家庭局家庭支援課から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施について、条例第7条(収集の制限)並びに条例第9条(利用及び提供の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 同様の給付金事業について、当審議会について諮問されているわけですよね。皆さんご記憶にあるかと思いますが、問題はございませんでしょうか。よろしいですか。
- 委員 (質問等なし)
- 委員 何もないようですので、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する

る中、高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、児童1人につき5万円の現金給付を行う子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、児童手当情報、児童扶養手当情報等を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化及び迅速な支給が可能となり、公益に資すると認められるとのこと。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦学習 e ポータル（まなびポケット）を活用した学習活動における児童生徒情報の電子計算機処理について神戸市勤労会館の予約受付システムの導入について

教育委員会事務局学校支援部教科指導課から、学習 e ポータル（まなびポケット）を活用した学習活動における児童生徒情報の電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 ございませんか。

○委員 （ 質問等なし ）

○委員 なければ、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたと思います。学校及び家庭においてデジタル教科書やデジタルドリルなどの学習ツールを利用するため、児童生徒のパソコンと学習ツールを紐づけるポータルサイトとして学習 e ポータルを導入し、児童生徒の学習状況や成績評価に関する情報等を電子計算機処理することは、最適な学習支援が期待でき、公益に資すると認められること。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 他にご意見等いかがでしょうか。

○委員 （ 意見なし ）

○委員 本日、審議いたしました 22 件の答申文ですが、文言等の調整につきましては、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 （ 異議なし ）

○委員 ありがとうございます。

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について

会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

②新たに個人情報を電子計算機処理することについて (報告)

事務局から、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○委員 5 ページのプラットフォーム構成の概要について、これ、プラットフォームの事業者側が作ったものですね。

○事務局 左様でございます。

○委員 契約は済んでいるんですかね。もうすでにやっている話でしたかね。

○事務局 そうです。

○委員 であれば、どこの事業者かというのを書いてもらわないといけない。むしろ書いてもらった方がいいんじゃないかと思うんですが。この事業者どうなのという話が出てくると思いますので、12 ページは書いてあるんですけども、5 ページは誰が作ったのか書いてなくて、この凸凹は止めた上で、出すというか明示する方が、ここにも関係してくる話ですので、意見として言いました。

○事務局 今後の審議会資料の整え方につきましては、確定している業者につきましては、明記する形で取り扱わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員 それでは、これもちまして、第 113 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。